

議 案 第 4 8 号

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年6月2日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

新居浜市建築関係手数料条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2の45の項金額（1件につき）の欄中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部が改正され、法律の題名が改められたことによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。